入札公告 (建設工事)

次のとおり、一般競争入札に付します。 平成21年8月5日

国立大学法人京都大学学長 松本 紘

- ◎ 調達機関番号 415 ◎ 所在地番号 26
- 第 2 号
- 1 事業概要
 - (1) 品目分類番号 41、42、75
 - (2) 事業名 京都大学(桂)総合研究棟Ⅲ(物理系)等施設整備事業
 - (3) 事業場所 京都府京都市西京区京都大学桂 (京都大学桂キャンパス内)
 - (4) 事業概要 PFI手法(BOT・BTO)による京都大学(桂)総合研究棟Ⅲ(物理系)等の設計・建設及び維持管理・運営業務
 - (3) 事業期間 事業契約締結の日から平成36年3月31日まで
- 2 競争参加資格等
 - (1) 入札参加者が備えるべき要件等
 - 1) 入札参加者の構成等

るものとする。

- ② 入札参加グループは応募に当たり、入 札参加グループの構成員のそれぞれが本 事業の遂行上果たす役割を参加表明書及 び競争参加資格確認申請書の提出時にお いて明らかにすること。
- ③ 入札参加者は、入札参加企業又は入札参加グループの構成員以外の者で、事業開始後、選定事業者から直接業務を受託し、又は請け負うことを予定している者(以下「協力会社」という。)についても、参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時において協力会社として明らかにすること。
- ④ 入札参加者及び協力会社には、設計に当たる者、建設に当たる者、工事監理に当たる者、運営に当たる者、瀬帯事業に当たる者が必ず含まれていること。
- 2) 入札参加者及び協力会社の参加要件 入札参加者及び協力会社のいずれも、以 下の要件を満たすこと。
 - ① 「国立大学法人京都大学契約事務取扱規則」(平成16年4月1日)第4条の定めに該当しない者であり、かつ同規則第3条に規定する資格を有する者であること。
 - ② 「会社更生法」(平成14年12月13日法 律第154号)に基づき更生手続開始の申 立てをしていない者、「民事再生法」(

平成11年12月22日法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者 又は「会社法」(平成17年7月26日法律 86号)に基づき会社整理手続開始の申立 てをしていない者であること。

なお、「会社更生法」に基づき更生手 続開始の申立てをおった者、「民事再生法」 「民事再生手続開始の申立を手続開始の申立をを受けた者にあっては、手続 開始の決定がなされた後に文部科学省の 審査を受けた一般競争参加資格の再認定 を受けている者であること。

- ④ 大学が本事業について、導入可能性調査及びアドバイザリー業務を委託した株式会社佐藤総合計画並びに株式会社佐藤総合計画が本アドバイザリー業務において提携関係にある石井法律事務所又はこれらの者と資本関係若しくは人的関係に

おいて関連がある者でないこと。「資本 関係若しくは人的関係において関連があ る者」とは、次の規定に該当する者をい う。以下同じ。

ア資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が 更正会社又は再生手続が存続中の会社 である場合は除く。

- a 親会社と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の 関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、下記bについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- a 一方の会社の役員が、他方の会社 の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社の役員が、他方の会社 の管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視しうる資本関係若しくは人的関係があると認められる場合

⑤ 外部の学識経験者及び大学の職員から構成される「京都大学(桂)総合研究棟Ⅲ (物理系)等施設整備事業に係る提案審査委員会」(以下「審査委員会」とい

- う。)の委員が属する企業又はその企業 と資本関係若しくは人的関係において関 連がある者でないこと。
- ⑥ 最近1年間の国税(法人税、消費税) を滞納していない者。
- ① 入札参加者及び協力会社のいずれかが 、他の入札参加者又は協力会社となって いないこと。また、入札参加者及び協力 会社のいずれかと資本関係若しくは人的 関係において関連がある者が他の入札参 加者及び協力会社になっていないこと。
- 3) 入札参加者及び協力会社の資格等要件 入札参加者及び協力会社のうち設計、建 設、工事監理、維持管理及び運営の各業務 に当たる者は、それぞれ以下の要件を満た すこと。

なお、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができるものとし、 また、同一業務を複数の者で実施する場合 には当該複数のすべての者が要件のすべて を満たすこと。

ただし、建設と工事監理については、これを兼務することはできないものとする。 また、資本関係若しくは人的関係において 関連がある場合も同様とする。

- ① 設計に当たる者は、以下の要件を満たすこと。
 - ア 文部科学省又は大学において平成21 ・22年度設計・コンサルティング業務 に係る一般競争(指名競争)参加資格

の認定を受けていること。

イ 経営状況が健全であること。なお、 「健全であること」とは、手形交換所 による取引停止処分及び主要取引先か ら取引停止を受けていない者並びに経 営状態が著しく不健全でない者を指す

ウ 不正又は不誠実な行為がないこと。 エ 「建築士法」(昭和25年5月24日法 律第202号)第23条の規定に基づく一 級建築士事務所の登録を行っていること。

オ 平成11年度以降に担当者(相当程度 の責任をもって業務に従事した者)と して、下記a・bに示す各担当業務に 従事し当該業務が完了した設計の実績 を有する管理技術者(※1)及び主任 担 当 技 術 者 (※ 2 、 建 築 分 野 · 構 造 分 野・電気分野・機械分野)を専任で配 置できること(※3)。なお、同じ技 術者が複数の役割及び分野を担当する ことを妨げるものではない。海外の実 績についても条件を満たしていれば実 績として認めるものとする。また、記 載を求める管理技術者及び各主任担当 技術者は、原則としてそれぞれ1名で あること。ただし、参加表明書及び競 争参加資格確認申請書の提出時点にお いて、管理技術者及び各主任担当技術 者を決定できないことにより複数名の

候補者をもって競争参加資格確認申請書を提出することは差し支えないが、いずれの候補者についても下記に示す設計の実績を有していなければならない。

- ※1「管理技術者」とは、「国立大学法 人京都大学設計業務委託契約基準」第 14の定義による。
- ※2「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各担当業務における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。
- ※3「管理技術者」及び「主任担当技術者」について、建築分野・構造分野を担当する者は一級建築士とする。また、電気分野・機械分野を担当する者は一級建築士又は建築設備士とする。
 - a 建物用途 校舎又は研究施設
 - b 建物規模

鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造 又は鉄筋コンクリート造、地上3階 建以上かつ延べ面積10,000 ㎡以上(主任担当技術者にあっては、建築分 野・構造分野・電気分野・機械分野 の各担当業務)

- ② 建設に当たる者は、以下の要件を満たすこと。
 - ア 文部科学省又は大学において建築一 式工事及び建築一式工事以外の一般競 争参加者の資格を有し、各担当工事に

a 建築一式工事

1,250点

b 電気工事

950 点

c 管工事

950 点

イ 提案内容に対応する「建設業法」(昭和24年5月24日法律第100号)の許可業種につき許可を有しての営業年数 が5年以上ある者であることを実がした。 が15年以上の施工を有し、確実がの地である。 別であるし、確実がのできるした。 発生の施工がは、許可をしている。 業年数が5年未満であるのとする。 て取扱うことができるものとする。

ウ 平成11年度以降に元請として、下記 a・bに示す各担当工事を実施し完成 ・引渡しが完了した施工の実績を有す ること(建築一式工事における実績を 含む。共同企業体の構成員としての実 績は、出資比率が20%以上の場合のも のに限る。)。なお、同一工事を複数 の者で実施する場合には当該複数のす べての者が要件のすべてを満たすこと

a 建物用途 校舎又は研究施設

各担当工事)

- b 建物規模 鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造 又は鉄筋コンクリート造、地上3階 建以上かつ延べ面積 10,000 ㎡以上(建築一式工事・電気工事・管工事の
- - a 建築一式工事
 - i 一級建築施工管理技士又はこれ と同等以上の資格を有する者であ ること。

なお、「これと同等以上の資格 を有する者」とは、一級建築士の 免許を有する者又は国土交通大臣 若しくは建設大臣が一級建築施工 管理技士と同等以上の能力を有す ると認定した者をいう。

- ii 平成11年度以降に元請として、 2 (1)3)②ウのa・bに示す基準を 満たす新営工事の各担当工事に従 事し完成・引渡しが完了した施工 の経験を有する者であること。(共同企業体の構成員としての実績 は、出資比率が20%以上の場合の ものに限る。)
- iii 監理技術者にあっては、監理技 術者資格者証及び管理技術者講習 修了証を有する者又はこれに準ず る者であること。なお「これに準 ずる者」とは、以下の者をいう。
- 平成16年2月29日以前に交付を 受けた監理技術者資格者証を有す る者
- 平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者電気工事
- i 一級電気工事施工管理技士又は これと同等以上の資格を有する者 であること。なお、「これと同等

b

- ii 平成11年度以降に元請として、 2 (1)3)②ウのa・bに示す基準を 満たす電気工事の新設工事に従事 し完成・引渡しが完了した施工の 経験を有する者であること。(共 同企業体の構成員としての実績は 、出資比率が20%以上の場合のも のに限る。)
- iii 監理技術者にあっては、上記建築一式工事と同じ。
- c 管工事
 - i 一級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者と同等以上の資格をれと同等はあることは、方の資格を有する者」とは、技術士は「技術士法」による第二次に 験のうち、技術部門を機械部門(選択科目を「流体工学」又は「熱

工学」とする者に限る。)、上下 水道部門、衛生工学部門又は総合 技術監理部門(選択科目を「流体 工学」、「熱工学」、「上下水道 部門」又は「衛生工学部門」に係 るものとする者に限る。) に合格 した者)、「技術士法施行規則の 一部を改正する省令」(平成15年 8月18日文部科学省令第36号)に よる改正前の技術士(「技術士法 」による第二次試験のうち、技術 部門を機械部門(選択科目を「流 体機械」又は「暖冷房及び冷凍機 械」とする者に限る。)、水道部 門又は総合技術監理部門(選択科 目を「流体機械」、「暖冷房及び 冷凍機械」、「水道部門」又は「 衛生工学部門」に係るものとする 者に限る。)に合格した者)又は 国土交通大臣若しくは建設大臣が 一級管工事施工管理技士と同等以 上の能力を有すると認定した者を いう。

ii 平成11年度以降に元請として、 2 (1)3)②ウのa・bに示す基準を 満たす管工事の新設工事に従事し 完成・引渡しが完了した施工の経 験を有する者であること。(共同 企業体の構成員としての実績は、 出資比率が20%以上の場合のもの に限る。)

- iii 監理技術者にあっては、上記建築一式工事と同じ。
- ③ 工事監理に当たる者(「建築基準法」 (昭和25年5月24日法律第201号)第5 条の4第2項の規定に基づき設置するも のとする。)は、以下の要件を満たすこ と。
 - ア 2(1)3)① アに同じ。
 - イ 2 (1)3)①イに同じ。
 - ウ 2 (1)3)① ウに同じ。
 - エ 2 (1)3)①エに同じ。
 - オ 平成11年度以降に担当者(相当程度の責任をもって業務に従事した者)として、2(1)3)①オのa・bに示す各担当業務に従事し当該業務が完了した工事監理の実績を有する者(建築分野・電気分野・機械分野)を専任で配置できること。
- ④ 維持管理に当たる者は、以下の要件を 満たすこと。
 - ア 文部科学省競争参加資格(全省庁統一資格)又は大学において平成21年度に近畿地域の「役務の提供等」のA、B又はCの等級に格付けされている者であること。
 - イ 平成11年度以降に元請として、下記 a・bに示す維持管理業務を実施した 維持管理の実績を有すること(共同企 業体の構成員としての実績は、出資比

率が20%以上の場合のものに限る。)

0

- a 建物用途 校舎又は研究施設
- b 建物規模 延べ面積 10,000 ㎡以上
- ⑤ なお、運営に当たる者の資格等要件は 問わない。
- 4) 競争参加資格確認基準日 競争参加資格確認の基準日は、参加表明 書及び競争参加資格確認申請書の提出期限 の日とする。
- 5) 入札参加グループの構成員及び協力会社 の変更等
 - ① 競争参加資格の確認後は、入札参加グ ループの構成員及び協力会社の変更は、 原則として認めない。ただし、やむを得 ない事情(合併、倒産等)が生じ、入札 参加グループの構成員及び協力会社を、 提案書の提出期限の日までに変更(構成 員及び協力会社の削除及び追加又は予定 業務の変更を含む。) しようとする者に あっては、大学と事前協議を行い、大学 の承諾を得るとともに、変更後において 前記1)から3)に示す競争参加資格を満た すことが確認できる場合に限り、入札参 加グループの構成員及び協力会社の変更 をすることができる。なお、この場合に おいては、速やかに、入札参加グループ の構成員及び協力会社の変更届を大学に

提出すること。

- ② 競争参加資格の確認の特例
 - ア 競争参加資格があると確認された入出 おかから は、提案書のと確認された 提案書の があらられた でに ない の 日 まで に おを で で で ない うまが は、 を 含 出 限 の 日 が で る で で を 確認 申 請 書 を 取 り 下 で る に ない ない ま で で ない ま き る。
 - イ 上記アの取り下げを行った入札参加 グループの欠格構成員等を除書を除書を除書を除書を除書を除書を除書を開展の日まであれば、入札を告になる。 関限の日まであれば、当該欠格構を 対る期限にかからすび協力会社を 員等に代わる構成員及び協力ープを がある構成員を加グループを での競争参加資格の確認の申請を行っ ことができる。
 - ウ 上記イにかかわらず、上記アのの欠格 下げを行った入札参加グループの協協力 構成員等を除く残余の構成員及日まで協会社は、提案書の提出期限の日までか 会社は、入札公告に定める期限代わるであれば、入札公告に成員等に代わる構成員等に代わる構成員及び協力会社を補充せず、入札の が成員及び協力会社を補充せず、格の は、からず、当該欠格構成者をができる。 認の申請を行うことができる。

- エ 上記イ及びウの申請は、構成員及び 協力会社の一部が指名停止を受けたこ と以外の理由により申請を行った場合 には、これを却下する。
- オ 上記アからウまでの取り下げ及び確認の申請があることをもって、入札公告に定める入札及び開札の日時を変更することは行わない。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒 606-8501 京都府京都市左京区吉田本町 国立大学法人京都大学施設環境部施設企画 課予算・管理執行グループ(工事契約担当) 電話 075-753-2308

- (2) 入札説明書等の交付日時、場所
 - 1) 交付日時 平成21年8月5日(水)から 平成21年8月17日(月)まで
 - 2) 交付場所 大学のホームページ、若しく は上記3(1)
- (3) 説明会等の開催日時、場所
 - 1) 開催日時 平成21年8月11日 (火)午後2時00分から
 - 2) 開催場所 京都府京都市西京区京都大学 桂(京都大学桂キャンパス内)
- (4) 質問の受付日時、場所及び回答日時、場所
 - 1) 受付日時

第1回目 平成21年8月11日 (火)から8月17日 (月)午後5時まで第2回目 平成21年9月14日 (月)から

9月17日 (木) 午後5時まで

- 2) 受付場所 上記3 (1) の電子メール
- 3) 回答日時第1回目 平成21年9月7日(月)第2回目 平成21年10月7日(水)
- 4) 回答場所 大学のホームページ
- (5) 参加表明書及び競争参加資格確認申請書の 受付日時、場所並びに確認審査の結果通知
 - 受付日時 平成21年9月14日(月)から 9月17日(木)まで、ただし、午前9時から12時及び午後1時から5時の間
 - 2) 受付場所 上記3(1)へ持参
 - 3) 結果通知 申請を行った者に対して、書面により平成21年10月2日(金)までに大学から通知する。
- (6) 入札書等及び提案書の受付日時、場所
 - 1) 受付日時 平成21年12月8日(火)から12月10日(木)まで、ただし、午前9時から12時及び午後1時から5時(提出期限の日である12月10日(木)は午前9時から12時)の間
 - 2) 受付場所 上記3(1)へ持参
- (7) 入札書の開札日時、場所
 - 開札日時 平成21年12月10日(木)午後
 2時
 - 2) 開札場所 京都府京都市左京区吉田本町 国立大学法人京都大学吉田キャンパス内 本部棟3階入札室
- 4 その他
 - (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本 語及び日本国通貨に限る。

- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - 1) 入札保証金は、免除する。
 - 2) 契約保証金は、免除する。ただし、選定 事業者は施設整備業務の履行を確保するた め、事業契約締結の日から本施設の工事完 成の日までを期間として、施設整備費相当 (ただし、本項において消費税及び地方消 費税を含むものとする。)の 100 分の10以 上について、大学又は選定事業者を被保険 者とする履行保証保険契約を締結し、事業 契約締結後、速やかに当該履行保証保険契 約に係る保証証券を大学の契約担当者に提 出すること。なお、選定事業者を被保険者 とする履行保証保険契約が建設に当たる者 によって締結される場合は、その保険金請 求権に、事業契約に定める違約金支払責務 を被担保債務とする質権を大学のために設 定するものとする。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格 のない者のした入札、競争参加資格確認申請 書等に虚偽の記載を行った者の入札及び入札 に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法 国立大学法人京都大学 契約事務取扱規則第13条の規定に基づいて作 成された予定価格の制限の範囲内であり、入 札説明書等で指定する性能等の要求水準のう ち必須とされた基礎項目を全て満たしてる 提案をした入札者の中から、入札説明書等で 定める総合評価の方法をもって落札者を決定 する。

- (5) 手続における交渉の有無 無。
- (6) 契約書作成の要否 要。
- (7) 当該事業以外の業務で、当該事業に直接関連する業務に関する契約を当該事業の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無無。
- (8) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 3 (1) に同じ。
- (9) 一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない者の参加

上記 2 (1)3) ①ア、②ア、③ア及び④アに掲げる競争参加資格の認定を受けていない者及び有資格業者の登録を行っていない者も上記3 (5) により参加表明書及び競争参加資格確認申請書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。

(10) 詳細は入札説明書等による。

5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Hiroshi Matumoto, President, Kyoto University
- (2) Classification of the service to be procured: 41, 42, 75
- (3) Subject matter of the contract:PFI-based design, construction and maintenance of Building for GENERAL INSTITUTE III (PHYSICS)
- (4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the

- qualification:5:00P.M., 17 September 2009
- (5) Time-limit for the submission of tenders:12:00A.M., 10 December 2009
- (6) Contact point for tender documentation: Contract Section, Facilities Division, Facilities
 Department, the University of Kyoto, Yoshida
 Honmachi, Sakyo-ku, Kyoto, Japan 〒 606-8501 TEL
 075-753-2308